杉並区立コミュニティふらっと受付案内等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

杉並区では、区民集会所、区民会館、ゆうゆう館及び機能移転後の児童館施設を対象に、施設を再編整備し、施設の有効活用を図るとともに、誰もが身近な地域で気軽に利用でき、乳幼児親子を含む子どもから高齢者まで、世代を超えて交流・つながりが生まれる新たな地域コミュニティ施設として、「杉並区立コミュニティふらっと」を段階的に整備してきました。

令和 6 年 5 月末時点で 6 施設が運営されており、令和 6 年 10 月にはコミュニティふらっと本天沼(正式名称は「杉並区立コミュニティふらっと本天沼」。以下、同様。)が、令和 7 年 3 月にはコミュニティふらっと高円寺南が新たに開設する予定です。

一方、令和3年1月に開設したコミュニティふらっと阿佐谷、コミュニティふらっと東原、コミュニティふらっと馬橋と、令和4年4月に開設したコミュニティふらっと成田は、いずれも令和7年3月末をもって受付案内等業務委託の契約期限を迎えます。

これら施設について、地域住民等が利用する集会施設の受付案内業務及び多世代交流のための全館型イベント等を円滑かつ適切に実施することができる、意欲と能力のある民間事業者に受付案内等業務を委託します。

この実施要領は、前述した意欲と能力がある民間事業者を公募型プロポーザル方式により選 定するために定めたものです。

2 業務の概要

- (1)業務名(以下「本業務」という。)
 - ①コミュニティふらっと阿佐谷受付案内等業務
 - ②コミュニティふらっと東原受付案内等業務
 - ③コミュニティふらっと馬橋受付案内等業務
 - ④コミュニティふらっと成田受付案内等業務
- (2)業務内容及び事業規模

それぞれの業務の概要については別紙に記載します。

業務内容	実施形態	事業規模(令和7年度上限額)※	
受付案内業務	業務委託(別紙1)	2,220万円(税込)	
多世代交流イベント実施業務	未伤安託 (別紙 1)	2,220 万円(枕込)	
協定に基づく自主運営事業実施	協定(別紙2)	委託費等の費用面での補助はありま	
業務		せん。	

※令和8年度以降の委託金額については、人件費や物価の上昇に応じて別途区と協議。

(3) 履行期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

ただし、区の実施するモニタリング(履行評価)の結果等により、継続して事業の実施 が妥当であると判断できる場合は、委託期間(1年)を4回まで更新ができるものとします。 (最長で令和12年3月31日まで)

3 参加資格

応募者は、次の参加資格を満たしている法人とします。

- (1) 令和6年4月1日時点で、集会施設(※1)、児童厚生施設等(※2)及び高齢者活動支援施設(※3)等の運営業務を引き続き1年以上行った実績を有すること。
 - (※1)「杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例」及び「杉並区立コミュニティふらっと条例」に基づく施設又はこれの類似施設
 - (※2)「杉並区立児童青少年センター及び児童館条例」、「杉並区立子ども・子育てプラザ条例」、「杉並区ひととき保育運営要綱」及び「杉並区つどいの広場運営要綱」に基づく施設等又はこれの類似施設等
 - (※3)「杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例」に基づく施設又はこれの類 似施設
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (3) 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱(平成22年3月23日杉並第65476号)に定める指名停止要件に該当していないこと。
- (4) 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱(平成23年1月17日杉並第53890号)に定める除外措置要件に該当しないこと。
- (5) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条 及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこ と。

4 実施手順

公募から受託者候補者選定までの実施手順(概要)は、以下のとおりです。

内 容	期 間 等			
実施要領の公表	令和6年6月27日(木)			
	※杉並区公式ホームページからダウンロードできます。窓口			
	では実施要領の配布は行いません。			
説明会開催日	令和6年7月3日(水)午後3時			
現地確認会開催日	コミュニティふらっと阿佐谷:令和6年7月5日(金)			
	コミュニティふらっと東原 :令和6年7月4日(木)			
	コミュニティふらっと馬橋 :令和6年7月5日(金)			
	コミュニティふらっと成田 : 令和6年7月4日(木)			
質問受付期間	令和6年7月5日(金)~			
	令和6年7月12日(金)午後5時まで			
質問回答日	令和6年7月22日(月)までにHP上に公開			
企画提案書等提出期間	令和6年7月29日(月)午後5時必着			

第一次審査(書類審査)	令和6年8月上旬~8月下旬
第二次審査(プレゼンテーション・ヒアリング審査)	令和6年8月下旬~9月上旬
受託者候補者選定結果の通知	令和6年9月中旬

5 説明会の開催

対象施設について、説明会を実施します。応募される事業者は、できるだけ参加してください。ただし、会場の都合により、参加人数は各事業者とも2名以内とします。本実施要領は、あらかじめダウンロードのうえ、各自で持参してください。

(1) 日時·会場

令和6年7月3日(水)午後3時

分庁舎4階会議室

(2) 受付方法

参加を希望される事業者は、様式5「説明会参加申込書」を記載のうえ、電子メールでお申し込みください。電子メールの件名は「コミュニティふらっと受付案内等業務:説明会参加希望」としてください。

(3) 受付先

「12 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(4) 受付期限

令和6年7月1日(月)午後5時

6 現地確認会の開催

対象施設について、現地確認会を実施します。会場の都合により、参加人数は各事業者とも 2名以内とします。

- (1) 日時·会場
 - ①コミュニティふらっと阿佐谷現地確認会

日時:令和6年7月5日(金)※詳細な時間は調整の上、ご連絡いたします。

場所:コミュニティふらっと阿佐谷

②コミュニティふらっと東原現地確認会

日時:令和6年7月4日(木)※詳細な時間は調整の上、ご連絡いたします。

場所:コミュニティふらっと東原

③コミュニティふらっと馬橋現地確認会

日時:令和6年7月5日(金)※詳細な時間は調整の上、ご連絡いたします。

場所:コミュニティふらっと馬橋

④コミュニティふらっと成田現地確認会

日時:令和6年7月4日(木)※詳細な時間は調整の上、ご連絡いたします。

場所:コミュニティふらっと成田

(2) 受付方法

参加を希望される事業者は、様式6「現地確認会参加申込書」を記載の上、電子メール

でお申し込みください。電子メールの件名は「コミュニティふらっと受付案内等業務: 現地確認会参加希望」としてください。

(3) 受付先

「12 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(4) 受付期限

令和6年7月3日(水)午後3時

7 実施要領の内容についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

様式7「質問書」に質問内容を記載のうえ、word 形式で電子メールにより提出してください。件名は「コミュニティふらっと受付案内等業務:実施要領質問」としてください。これと異なる件名による提出は受け付けないことがあり、そのことによる不利益について、区は一切責任を負いません。

(2) 受付先

「12 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(3) 受付期間

令和6年7月5日(金)から令和6年7月12日(金)午後5時

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和6年7月22日(月)までに杉並区公式ホームページ上で公開します。

なお、質問内容が不明瞭なもの、意見の表明と解されるもの等については回答しないこと があります。

8 企画提案書等の提出

希望施設については、希望の高い順に第一希望から第三希望まで記入できます。(希望施設が 2 施設以下の場合は、第三希望まで埋める必要はありません。) ただし、1 つの事業者が受託できる施設は1 施設のみです。

(1)提出書類

提出書類は、別紙3「応募書類一覧」のとおりです。

(2) 提出部数

提出部数、応募書類作成方法については、別紙4「応募書類作成要領」のとおりです。

(3)提出方法

提出書類は持参を原則とします。郵送による提出も可能ですが、遅配を含む事故について、 区は責任を負いません。また、電子メールに提出書類を添付しての申請は受け付けません。

(4) 提出先

「12 担当課(問い合わせ先)」に同じ

(5) 提出期限

令和6年7月29日(月)午後5時必着

9 受託者候補者の選定手順

杉並区立コミュニティふらっと受付案内等業務受託者候補者選定委員会(以下「選定委員会」 という。)において、企画提案書等の提出された書類及びプレゼンテーション・ヒアリングの内 容を審査し、本業務に最も適していると認められる参加事業者を選定します。

ただし、選定委員会で審査をした結果、一定の点数に満たない参加事業者については、契約 の相手方の候補者とはしないものとします。

(1) 主な評価基準

評価項目	主な評価内容	
①法人の適格性	・類似業務の運営実績	
	・経営状況	
	・労務管理状況	
②企画提案の妥当性	・当該業務に対する理解と取組み姿勢	
	・組織体制及び人員配置	
	・受付案内業務に対する考え方と実施内容	
	・希望施設に対する理解と運営内容	
	・多世代交流イベントに対する考え方と実施内容	
	・協定に基づく自主運営事業に対する考え方と実施内容	
	・地域人材・団体等との連携に対する考え方	
	・所要経費の見積	
③総合評価	・第一次、第二次審査全体を通した総合評価	

(2) 審査方法

①第一次審査(書類審査)

提出された企画提案書等に対し、選定委員会で書類審査を実施し、第一次審査通過者 (第一次審査配点合計の6割以上を取得した事業者のうち上位8事業者程度を想定)を 選定します。

- ②第一次審査の結果は、令和6年8月下旬に通知します。
- ③第二次審査(企画提案についてのプレゼンテーション及びヒアリング審査)

第一次審査通過者に対し、選定委員会でプレゼンテーション・ヒアリング審査を実施 します。第一次審査及び第二次審査の審査配点総合計の6割以上を取得した事業者のう ち、得点上位の事業者から順に、希望状況を踏まえたうえで、契約を締結する受託者候 補者として選定します。

10 参加事業者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とします。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (2) 参加資格を満たさなくなった場合。
- (3) 応募事業者(応募予定者の関係者を含む)が、選定委員会の設置から選定結果の通知があるまでの間、選定委員会委員及びこの募集に関係する区職員に対し、当該選定に関して自己を有利にする又は他者を不利にすることを目的とした接触をした場合。

なお、以下の場合などは、上記の接触には該当しません。

- ・ 実施要領に基づき区が実施する説明会・現地確認会等への参加
- ・ 実施要領に基づく区への質問及び書類の提出等
- ・ 現に区と契約等を締結している委託業務及び指定管理業務等の履行に必要な行為
- ・ 区が主催する審議会、意見交換会等への出席
- (4) 企画提案書等が提出期限を過ぎて提出された場合。
- (5) 前各号に定めるもののほか、審査の公正性・公平性を害する行為や、提案に当たり著し く信義に反する行為があった場合。

11 その他留意事項

(1) 重複提案の禁止

応募1事業者につき、提案は1提案とします。複数の提案はできません。 %1 提案の中で3 施設に申し込むことは可能です。

(2) 提案内容変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、選定委員会が必要と認めた 場合は、この限りではありません。

(3) 応募書類の取扱い

応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。必要に応じ、応募事業者の負担で複写しておいてください。

(4) 費用負担

応募に要する費用は応募事業者の負担とします。

(5) 提出書類の情報公開への対応について

企画提案書等について、情報公開請求があった場合は、杉並区情報公開条例に基づき、提出書類等を公開することがあります。また、区は提出された文書等について、必要に応じて 無償で使用できるものとします。

(6) 追加書類の提出

選定委員会が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

- (7)審査をした結果、一定の点数を満たす応募事業者がいなかった場合は、受託者候補者を 選定しません。
- (8) 応募の辞退等

応募書類提出後に辞退する場合は、速やかに様式8「辞退届」を提出してください。 受託者候補者として選定されたのち、受託者候補者が失格要件に該当することが判明した 場合、又は契約締結交渉が不調となった場合若しくは辞退した場合は、区は次順位の応募 事業者と契約交渉をすることとします。

(9) 契約書

契約書は、原則として区指定の標準契約書を使用します。

(10) 再委託

受託者候補者が区と契約を締結する場合、業務の全部又は主要な業務を一括して第三者に 委託することを禁じます。業務の一部を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ区 の承諾を受けてください。

(11) 仕様の確定

契約の締結に関しては、選定された受託者候補者と区が協議し、業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結します。また、仕様書の内容は、提案された内容を基本としますが、受託者候補者と区との協議により最終的に決定します。

(12) 公契約条例の適用

当該業務は、杉並区公契約条例第2条第3号に規定する特定公契約に該当し、区が定めた下限額以上の賃金の支払い等が適用されます。そのため、条例の内容を十分に理解し、合意したうえで契約することになります

詳しくは、区公式ホームページをご覧ください。

(杉並区公式HP)



12 担当課(問い合わせ先)

杉並区区民生活部地域課地域施設係

所在地:杉並区阿佐谷南1-15-1(杉並区役所西棟7階)

https://www.city.suginami.tokyo.jp/nyusatsu/1060019.html

電 話:03-3312-2111 内線3764

FAX: 03-5307-0681 E-mail: tiiki-k@city.suginami.lg.jp

(1) 新たな地域コミュニティ施設「コミュニティふらっと」

※ 広報すぎなみ 令和3年4月1日号

特集 「みんなの身近な交流施設『コミュニティふらっと』」より抜粋 http://www.city.suginami.tokyo.jp/koho/pdf/r03/1064865.html

(杉並区公式HP)





施設概要

(2) コミュニティふらっと阿佐谷

外観写真



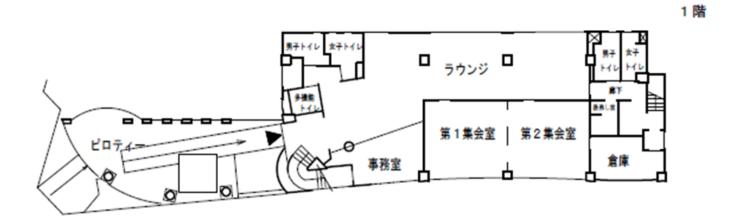
建築年度	平成5年度
敷地面積	646. 12 m²
建築面積	346. 60 m²
延床面積	603. 75 m²
施設構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
所在地	杉並区阿佐谷北2丁目18番17号
主な諸室	(共有スペース) ラウンジ (貸出用個室) 集会室 5 部屋
	和室 1部屋

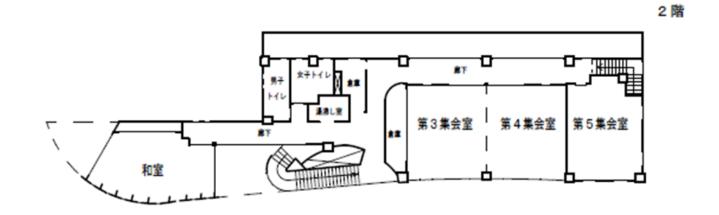
コミュニティふらっと阿佐谷は、令和3年1月に開設した施設で建築家の六角鬼丈氏が設計した、ユニークな外観の建物です。これまで、阿佐谷出張所、ゆうゆう阿佐谷館として親しまれてきた建物をそのまま活かして、地域の幅広い世代の方の交流の場となるよう整備を行い運営しています。

各貸出用個室の面積、定員、設備

名称	床面積	定員	設備・備品等
第1集会室	32. 3 m²	16 人	壁面鏡、会議用机・椅子
第2集会室	32. 3 m²	16 人	壁面鏡、会議用机・椅子
第3集会室	37. 9 m²	18 人	会議用机・椅子
第4集会室	37. 9 m²	18 人	会議用机・椅子
第5集会室 (キッチンを使用しない場合)	30. 19 m²	19 人	会議用机・椅子
第5集会室 (キッチンを使用する場合)	38. 2 m²	19 人	会議用机・椅子・調理器具
第1・2集会室(一体使用)	64. 6 m ²	32 人	壁面鏡、会議用机・椅子
第3・4集会室(一体使用)	75. 8 m²	36 人	会議用机・椅子
和室	50. 8 m²	25 人	

杉並区立コミュニティふらっと阿佐谷 平面図





施設概要

(3) コミュニティふらっと東原



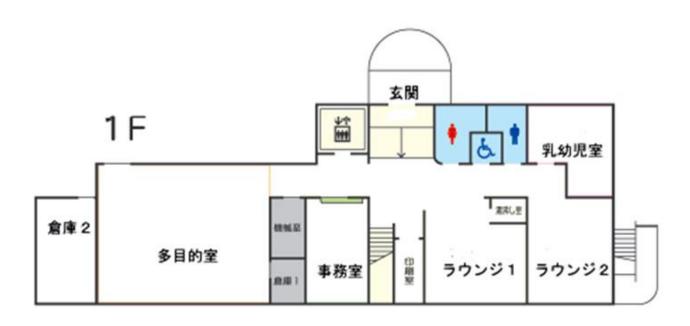
建築年度	昭和 61 年度
敷地面積	1274. 07 m²
建築面積	451. 05 m²
延床面積	709. 38 m²
施設構造	鉄筋コンクリート造 地上2階建
所在地	杉並区下井草1丁目23番23号
主な諸室	(共有スペース) ラウンジ(貸出用個室) 集会室 4 部屋多目的室 1 部屋

コミュニティふらっと東原は、令和3年1月に開設した施設です。東原児童館として使用されていた建物を改修し、エレベーターや手すりを設置してバリアフリー化を図ったほか、エントランスを明るく入りやすいデザインとするなど、地域の幅広い世代の方の交流の場となるよう整備を行い運営しています。

各貸出用個室の面積、定員、設備

名称	床面積	定員	設備・備品等
第1集会室	43. 68 m²	24 人	会議用机・椅子
第2集会室 (キッチンを使用しない場合)	41. 30 m²	21 人	会議用机・椅子
第2集会室 (キッチンを使用する場合)	49. 53 m²	21 人	会議用机・椅子・調理器具
第3集会室	36. 05 m²	21 人	会議用机・椅子
第4集会室	31. 34 m²	21 人	会議用机・椅子
第2・3集会室(一体使用) (キッチンを使用しない場合)	77. 35 m²	42 人	会議用机・椅子
第2・3集会室(一体使用) (キッチンを使用する場合)	85. 58 m²	42 人	会議用机・椅子・調理器具
多目的室	109. 28 m²	40 人	壁面鏡、卓球台、会議用机・椅子

杉並区立コミュニティふらっと東原 平面図





施設概要

(4) コミュニティふらっと馬橋



建築年度	平成 29 年
敷地面積	278. 49 m²
建築面積	179. 29 m²
延床面積	520. 80 m²
施設構造	鉄筋コンクリート造 地上3階建
所在地	杉並区高円寺南3丁目29番5号
主な諸室	(共有スペース) ラウンジ(貸出用個室) 集会室3 部屋多目的室1 部屋

コミュニティふらっと馬橋は、令和3年1月に開設した施設でゆうゆう馬橋館・馬橋区民集会所の複合施設として建築された建物を活用しています。明るいラウンジと集会室、多目的室を備え、地域の幅広い世代の方の交流の場となるよう整備を行い運営しています。

各貸出用個室の面積、定員、設備

名称	床面積	定員	設備・備品等
第1集会室	32. 7 m²	16 人	会議用机・椅子
第2集会室	30.6 m ²	15 人	壁面鏡、会議用机・椅子
第3集会室 (キッチンを使用しない場合)	32. 02 m²	21 人	会議用机・椅子
第3集会室 (キッチンを使用する場合)	42. 3 m²	21 人	会議用机・椅子
第1・2集会室(一体使用)	63. 3 m²	31 人	壁面鏡、会議用机・椅子
多目的室	90.0 m²	52 人	壁面鏡、卓球台、会議用机・椅子

杉並区立コミュニティふらっと馬橋 平面図







施設概要

(5) コミュニティふらっと成田

外観写真



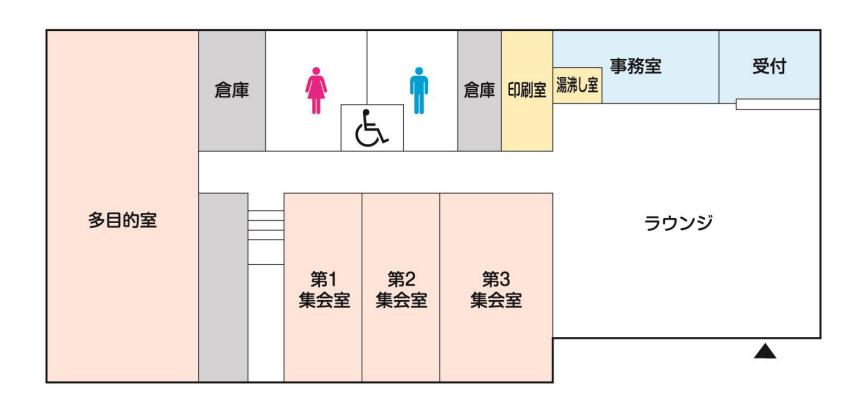
建築年度	令和3年度		
敷地面積	1719. 40 m²		
建築面積	612. 32 m²		
延床面積	1389. 29 ㎡のうち 512. 28 ㎡		
施設構造	鉄筋コンクリート造 地下1階・地上2階建の地下1階部 分		
所在地	杉並区成田西1丁目28番18号		
主な諸室	(共有スペース) ラウンジ(貸出用個室) 集会室 3 部屋多目的室 1 部屋		
併 設	杉並区立成田保育園		

コミュニティふらっと成田は、令和4年4月に開設した施設で地域の幅広い世代の方の交流の場になるよう、成田保育園の移転改築に合わせて新たに整備を行い運営しています。ラウンジ、集会室や多目的室を備え近隣の善福寺川公園緑地の散策途中にもふらっと立ち寄れる施設です。

各貸出用個室の面積、定員、設備

名称	床面積	定員	設備・備品等
第1集会室	30. 10 m²	16 人	壁面鏡、会議用机・椅子
第2集会室	30. 10 m²	16 人	会議用机・椅子
第3集会室	43. 33 m²	26 人	会議用机・椅子
第1・2集会室(一体使用)	60. 20 m²	32 人	壁面鏡、会議用机・椅子
多目的室	94. 75 m²	軽運動 40人	壁面鏡、卓球台、会議用机・椅子
多日的王	94. 75 III	講演 60 人	至曲處、早冰口、云磯用机。倒丁

杉並区立コミュニティふらっと成田 平面図



(別紙1)

受付案内及び多世代交流イベント実施業務の概要

1 業務を履行すべき日

業務を履行すべき日は、以下の休館日を除く日とします。

履行場所	休館日
コミュニティふらっと阿佐谷	第1・3木曜日
ー	12月28日~1月4日
コミュニティふらっと東原	第1・3火曜日
	12月28日~1月4日
コミューティととっと単係	第1・3木曜日
コミュニティふらっと馬橋	12月28日~1月4日
	第2・4火曜日
コミュニティふらっと成田	12月28日~1月4日

2 業務時間及び開館時間

業務時間:午前8時半から午後9時15分まで

開館時間:午前9時から午後9時まで

3 運営体制

- (1)受付案内業務に従事する職員の内から常勤職員1名を業務責任者、2名を副業務責任者として選任すること。
- (2)業務責任者は、区との連絡調整にあたること。副業務責任者は、業務責任者の補佐を行うこと。
- (3)受付配置人員は2名以上とし、業務責任者及び副業務責任者のうち、いずれか1名が勤務するローテーションを組むよう努めること。

4 業務内容

(1)受付案内業務

杉並区立コミュニティふらっと条例、同施行規則、杉並区会計事務規則、地域区民センター等事務処理マニュアル等に従って業務を行っていただきます。

なお、受付案内従事者のうち、少なくとも1名は受付カウンターに待機するようにしてください。

- 1) 施設受付業務
 - ①利用者登録に係る事務(登録更新事務含む。)
 - ②施設利用申請に係る事務(高齢者団体優先枠及びホームグラウンド団体の一次抽選に係る事務を 含む)
 - ③施設、備え付け器具、特別の設備の使用申請の受付及び受理に係る事務
 - ④使用料の減額免除申請の受付及び受理に係る事務
 - ⑤施設受付業務に関する区への報告事務
 - ⑥物品販売許可申請、撮影届、寄付行為許可申請の受付
- 2) 使用料収納·使用料還付事務

- ①使用料の収納及び現金の保管に係る事務
- ②使用取消しにともなう使用料環付事務
- ③収納金の指定金融機関又は収納代理金融機関への払込み
- ④収納・還付事務に関する区への報告事務(歳入確認表、還付処理連絡票等)
- ⑤現金出納簿等の帳簿の記入
- 3) 施設利用者への案内・サービス業務
 - ①施設やサービスに関する各種問い合わせへの対応
 - ②使用施設への案内誘導、安全かつ適正な施設利用のための見回り
 - ③利用者に対する機器の取扱い説明及び指導
 - ④施設利用やイベント等に関する案内の作成
 - ⑤ラウンジ等での利用者に対する見守り、声掛け等
- 4) 施設設備、機器の管理業務
 - ①部屋の鍵の開閉、使用後の原状回復
 - ②駐輪場の管理
 - ③掲示板、パンフレットラック、モニターテレビの管理
 - ④製版印刷機、コピー機の管理、使用報告書の作成、区への送付
 - ⑤遺失物の取扱要領による遺失物の管理
 - ⑥国民の祝日及び区から指示のあった際、国旗の掲揚または半旗掲揚の実施及び閉館時間の国旗の 収納。
 - (7)自動販売機の管理及び電気使用料報告書の作成、区への送付
 - ⑧垂れ幕の設置、撤去等の光化学スモッグ注意報、警報時の対応
 - ⑨施設内外の設備、備品等に不具合、故障等を発見した場合の区への報告
 - ⑩消耗品の補充
 - (1)ラウンジ等共用部分、受付用カウンター、受託者が使用する事務室内の清掃
 - ⑫AEDのインジケーター確認及び異常があった場合の区への報告
- 5) 放置自転車への対応
- 6) 公共施設予約システム(さざんかねっと)の対応
- 7) 施設の開館・閉館業務
- 8) 防火管理者の選任及び防火管理業務
- 9) その他の業務
 - ①区が開催する施設連絡会への出席
 - ②利用者からの意見聴取
 - ③各種問い合わせへの対応
 - ④長寿応援ポイント事業に関する受付(高齢者施策課より別途委託)
 - ⑤地域住民や利用者と意見交換会の開催

(杉並区公式HP)

(長寿応援ポイント事業については 杉並区公式HPをご参照ください。)



(2) 全館型の多世代交流イベント実施業務

身近な地域におけるコミュニティ形成のため、子どもから高齢者までのすべての世代が交流を図る ことができるよう、以下のとおり全館型の行事を企画し、実施していただきます。

- 1) 受託した施設全体を会場とすること。
- 2)年2回実施すること。
- 3) 実施計画書を提出すること。
- 4) イベント終了後、実施報告書を提出すること。

5 費用分担

区		受託者	
	制服(受託者の判断により用いる場合) 名札 なお、名札に関しては、区が指示する仕様のもの を用意すること。(5cm×9cmサイズ、従事者のカラー 写真を添付)		
	従事者の健康管理に要する経費		
	業務に必要な事務用品類 (パソコン、プリンター等も必要であれば用意する こと。※区から配布する資料は電子データの場合も ある)		
	使用料金収納に係る	金庫、領収印	
	種類	数量、金額	
	手提金庫	1台	
	領収印 (受託会社名)	1本	
	つり銭	3 万円	
机、いす、ロッカー			
公共施設予約システム受付用機器(タッチパネル、ノートパソコン、マウス、プリンター、ハブ、ルーター、LANケーブル)			
製版印刷機、製版印刷機の消耗品、 コピー機、コピー機の消耗品 コインベンダー内つり銭	製版印刷料、コピー	料金	
使用申請書、納付書、使用料減免申請書の用 紙	左記以外の用紙		
施設維持管理に必要な光熱水費			
公共施設予約システムインターネット接続	事務用インターネッ	ト通信費	

通信費	
電話料金	

6 その他

- (1) 前受託者から業務を引き継ぐ場合は、施設の運営の継続に支障がないよう、受託期間開始時点から円滑に業務を行えるよう引継ぎを行うものとします。なお、引継業務に要する費用は、各々の受託者の負担とします。
- (2) 災害対策基本法第62条第2項に規定する応急処置を含む活動に関し、区との間で協定を締結していただきます。

協定に基づく自主運営事業実施業務の概要

1 自主運営事業実施業務について

自主運営事業実施業務は委託業務の受託者と杉並区の間で締結する協定書に基づき行っていただく 業務です。

杉並区は、①実施場所の提供②光熱水費の負担を行い、受託者は業務を受託した施設において、自らの企画提案による事業を実施することになります。したがって、区からの委託事業ではなく受託者の自主運営事業となります。

2 事業実施に係る費用

区からの委託費や補助などはありません。事業については、利用者からの参加費等で運営するため、参加費の徴収は可能ですが、その金額は区が設置する施設で運営を行う事情を勘案し、民間の同種の事業と比較して適正に設定してください。

3 事業の内容

事業の内容は地域特性等を踏まえ、多世代交流を目的とする講座やサロン等の事業を実施してください。ただし、各世代の利用を促進し将来の交流につなげるため、特定の世代の興味・関心を引く事業を行っていただいても構いません。その場合、多世代が集う施設として、事業の内容や回数はバランス良く実施することが求められます。

コミュニティふらっとは、ゆうゆう館機能を引継ぎ、高齢者がいきいきとした高齢期を過ごすことができるための施設でもあります。このことから「杉並区長寿応援ポイント」を活用した魅力的な事業を実施してください。

特定の世代向けの事業について、参考事例として杉並区では以下のようなことが行われています。

【コミュニティふらっと自主事業の参考事例】

各コミュニティふらっとで実施している事業をご参照ください。

(杉並区公式HP)



【高齢者対象事業等の参考事例】

各ゆうゆう館で実施している事業をご参照ください。

(杉並区公式HP)



【乳幼児親子及び青少年対象事業等の参考事例】

各子ども子育てプラザ、各児童館及びゆう杉並のお知らせ等に 記載の事業をご参照ください。

(杉並区公式HP)



応募書類一覧

分類	No.	帳票名	様式	必須・ 任意別	提出部数
I	1	企画提案書	様式1	必須	1 (正1)
	2	申請団体の定款	写し	必須	1 (正1)
	3	登記事項証明書 (履歴事項全部証明書)	原本	必須	1 (正1)
п	4	団体概要	様式2	必須	9 (正1副8)
	5	事業計画書 ※説明資料添付可	様式3	必須	9 (正1副8)
	6	見積書(参考) ※複数施設に申し込む場合は、それぞれの見積書を作成・添付してください。1施設のみ提案する場合は、提案する施設の見積書のみで構いません。	様式4	必須	9 (正1副8)
Ш	7	直近3期分の財務諸表等 (特定非営利法人) 事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産 目録、法人税申告書(別表一、四、五、五の二) (その他の法人) 事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書、勘定科目内訳明細書、個別 注記表、法人税申告書(別表一、四、五、五の 二)	写し	必須	2 (正2)
	8	直近3年度(決算年度)の納税証明書 (「法人事業税及び地方法人特別税」、「法人税」 又は「申告所得税」、「消費税及び地方消費税」)	写し	必須	2 (正2)
IV	9	就業規則 ※資料が多い場合、労働基準法関連の主要部分が記載されたものだけでも構いません。(例:マイカー通勤規程・社内保養所利用規程等は必要ありません)	任意様式	必須	2 (正1副1)
	10	時間外・休日労働の労使協定書 (36 協定書) ※過半数労働者代表者名はマスキングすること。	写し	任意	2 (正1副1)
	11	労働者名簿(直近1年分)、賃金台帳(直近3か月分)、 出勤簿(直近3か月分) ※6か月以上継続して勤務した有期雇用の職員及 び、無期雇用の職員について、住所氏名をマスキング した状態で各1名分	任意様式	必須	2 (正1副1)
	12	No. 11 にて対象とした職員の労働条件通知書	任意様式	必須	2 (正1副1)
	13	No. 11 にて対象とした職員の年次有給休暇取得簿 (直 近1年分)	任意様式	必須	2 (正1副1)
	14	社会保険料の算定基礎届と総括表の提出分(前 年分)	写し	必須	2 (正1副1)
	15	労働保険料概算・確定申告書(前年分)	控え	必須	2 (正1副1)

①No.7~No.15について、該当する書類がない場合、代わりになるものを提出してください。 ②任意と表示されているものは、該当する場合のみ提出してください。

※応募書類の作成方法・提出方法については、別紙4「応募書類作成要領」をご確認ください。

応募書類作成要領

1. 応募書類作成方法

応募書類のうち、様式1「企画提案書」、様式2「団体概要」、様式3「事業計画書」及び様式4「見積書(参考)」(別紙3「応募書類一覧」のNo.1及びNo.4~No.6)は、下記の内容に従って作成してください。また、審査の公平性を保つため、<u>副本の提出書類には法人名等の記載はせず、添付書類等においても法人が特定されるような記載がある部分をマスキングして提出してください。</u>

文字数は問いませんので、1ページに納まらない場合は、複数ページになっても構いません。 印刷は片面、両面どちらでも構いません。また、別に作成した書類(表や図含む)を添付して も構いません。罫線枠は自由に追加して作成してください。

様式	記述内容等		
様式1	希望施設、業務担当者の連絡先等を記載し、押印してください。		
企画提案書	希望施設については、希望の高い順に第一希望から記載し、第三希望まで記入		
	できます。(希望施設が2施設以下の場合は第三希望まで埋める必要はありま		
	せん。)		
	①団体の概要や、類似業務の実績を記載してください		
様 式 2	②法人の名称、代表者名は正本1部にのみ記載し、副本8部には記載しないで		
団体概要	ください。		
凹冲恢安	③類似施設の運営業務を引き続き1年以上行ったことがわかる書類(契約書の		
	写し等)を添付してください。		
様式3	施設の設置目的や公募の趣旨等を踏まえ、応募動機を含めて、業務に対する基		
事業計画書	施設の設直目的や公募の趣言等を踏まえ、応募動機を含めて、業務に対する基本的な考え方を記載してください。		
(1)	本的な与え力を記載してくたでv。		
様式3	責任者に予定されている者の経歴等を記載してください。責任者が未定の場合		
事業計画書	は、資格や業務経験等の責任者に充てる人材についての基本的な考え方を記載		
(2)	してください。		
様式3	 業務の執行体制(組織)と月間勤務ローテーションについて、体制図やローテー		
事業計画書	ション表を添付するなどして、具体的に記載してください。		
(3)	フョン&を称門するなこして、茶件INCLL戦してくたです。		
	① 利用者への接遇について、基本姿勢や提供方法について記載してください。		
様式3	② ラウンジ等での利用者への見守り、声掛け等を行う職員に求められる資質		
事業計画書	等に対する基本的な考え方を記載してください。		
(4)	③ クレームやトラブル対応への体制のほか、未然防止対策や再発防止策等に		
	ついても記載してください。		

(別紙4)

様式3 事業計画書 (5)	希望施設の特徴(施設やその周辺状況など)について、どのように把握・理解しているか記載してください。また、それをどのように生かした運営を図っていくかを記載してください。
様式3 事業計画書 (6)	年2回の多世代交流イベントについての提案を記載してください。費用等を含め、具体的に記載してください。
様式3 事業計画書 (7)	「協定に基づく自主運営事業実施業務」についての提案を記載してください。 具体的な計画を3~5個程度記載してください。また、長寿応援ポイントを活用 した事業計画を1個以上記載してください。(計画書は1計画につき1つ作成し てください。)
様式 4 見積書 (参考)	 ① 業務実施に係る経費について記載してください。各科目は、適宜増やして作成してください。 ② 事業費の項目には、業務委託契約に基づく年2回の多世代交流イベントに係る費用を記載してください。(区の委託事業として行うイベントでは、参加者からワークショップの材料費等の実費の負担を求める場合を除き、費用を徴収することはできません。宣伝費、消耗品購入、講師への謝礼等のイベントに係る費用すべてを記載してください。)

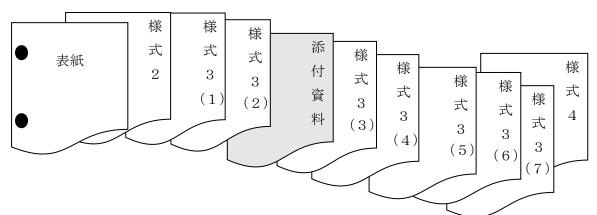
2. 応募書類の書式

- (1) 応募書類の大きさはA4版縦、横書き、左綴じとします。
- (2) 添付書類は、見易さ等に配慮してA4版又はA3版(綴じる際はA4版の大きさに折り込む)としてください。印刷は片面、両面を問いません。

3. 応募書類の提出方法

別紙3「応募書類一覧」の分類(I~IV)毎に、以下のとおり提出してください。

- (1) No.1~No.3については、綴じずにクリアファイル等に入れて提出してください。
- (2) No.7~No.8については、A4縦版ファイルに綴じた正本を2部提出してください。
- (3) No. 9~No. 15については、A 4 縦版ファイルに綴じた正本を 1 部、副本を 1 部提出してください。
- (4) No. 4~No. 6については、A 4 縦版ファイルに綴じた正本を1部、副本を8部提出してください。表紙には別紙4添付の「表紙」を使用してください。表紙以降は、以下の図の順に綴じてください。なお、添付書類がある場合は、対応する様式(様式3の場合は(1)~(7) それぞれ)の後ろに綴じてください。



- (5) 各書類には、インデックスラベルを付ける又は仕切りカードを用いるなど、それぞれの提出書類(添付書類)・書類番号(No. 4~No. 15) が検索できるようにしてください。
- (6) ファイルの表紙及び背表紙に「杉並区立コミュニティふらっと受付案内等業務応募書類 (令和6年度)」と記し、各ファイルの分類 (I~IV) が分かるようにしてください。ま た、正本には、応募事業者名を記載し、副本には、応募事業者名は記載しないでください。

【表紙・背表紙の例】

